

令和5年第2回定例会5月議会提出議案概要書

議 案 目 録

議案第 4 2 号	令和 5 年度明石市一般会計補正予算（第 1 号）
報告第 4 号	訴えの提起専決処分につき報告のこと
〃 第 5 号	和解及び損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃 第 6 号	和解及び損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃 第 7 号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃 第 8 号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃 第 9 号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

今回の補正は、歳出で、国の予備費使用に伴い、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費の追加を行うとともに、歳入では、国庫支出金を追加するもの。

〔 補正額 460,000 千円 補正後 126,024,407 千円 〕

歳 入

国庫支出金 460,000 千円 民生費国庫補助金 460,000 千円

歳 出

扶 助 費 460,000 千円 子育て世帯生活支援 460,000 千円
特別給付金給付事業費
(児童扶養手当受給世帯及び住民税非課税の子育て
世帯等への給付 児童 1 人あたり 5 万円)

1 請求の要旨

市営住宅に相手方Bを無断で同居させた相手方Aに対し、当該住宅の明渡し及び損害賠償金の支払いを、当該住宅を不法占有する相手方Bに対し、当該住宅の明渡しを、それぞれ求めるもの。

2 訴えの相手方等

相手方	明渡し住宅	専決処分日
明石市在住の個人である 相手方A及び相手方B	市営鷹匠住宅の一室	令和5年4月12日

報告第5号
く
報告第6号

和解及び損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第5号	著作権侵害に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年3月10日専決処分したので、報告するもの。	(1) 相手方 イラストの著作権者である個人 (2) 事案の内容 令和3年7月に明石市立中崎小学校の職員が、相手方が著作権を有するイラスト1点を無断で使用してプリントを作成し、児童の保護者に配付するとともに、当該プリントを同校のホームページに掲載し、損害を与えたもの。 (3) 和解の要旨 明石市は、解決金として金55,000円を支払う。
第6号	児童の一時保護に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年3月23日専決処分したので、報告するもの。	(1) 相手方 明石市在住の個人（一時保護された児童及び当該児童の親権者である父母） (2) 事案の内容 児童福祉法第33条の規定に基づき行われた一時保護の期間（平成30年8月から令和元年11月まで）が長期間に及んだもの。 (3) 和解の要旨 明石市は、慰謝料等として金1,300,000円を支払う。

報告第7号
く
報告第9号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第7号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年4月10日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 5,040円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和5年2月2日明石市大久保町高丘5丁目の相手方住宅の駐車場内において、こども局明石こどもセンター緊急支援課の職員が本市所有の軽貨物自動車を駐車しようとした際、当該駐車場の天井の照明に接触し、損害を与えたもの。
第8号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年4月19日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 318,232円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和5年2月21日明石市山下町12番21号地先において、信号待ちのため停車していた福祉局高齢者総合支援室の職員が運転する本市所有の軽乗用車が発進した際、前方で停車中の相手方乗用車に接触し、損害を与えるとともに、相手方を負傷させたもの。
第9号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年4月24日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 187,000円 (2) 相手方 神戸市在住の個人 (3) 事故の内容 令和4年12月30日明石市魚住町清水1997番地先交差点において、本市消防団員が運転する消防自動車が左折した際、相手方所有のブロック塀に接触し、損害を与えたもの。

